平成２７年（フ）第３５４号
埼玉県春日部市中央８丁目２番地２　パークファミリアＢ104
債務者　篠木　宏子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３６３号
埼玉県八潮市大字浮塚913番地１　アーバンサイドＢ203
債務者　田丸　りえ
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３７４号
埼玉県所沢市大字北秋津708番地の39　オーシャンハイツ103
債務者　宮崎　正雄
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３９７号
埼玉県狭山市大字笹井682番地の１　ふるさとホーム狭山、前住所埼玉県狭山市富士見１丁目19番10号　フォレスト102
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４１１号
埼玉県狭山市中央１丁目19番３号　農住メゾンメイプルＡ－102、前住所埼玉県狭山市中央４丁目19番６－502号
債務者　篠　　繭子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８６号
埼玉県本庄市万年寺２丁目８番43号　ケアセンター　ベル、旧住所埼玉県本庄市児玉町高関179番地１　ケアセンター早稲田の森
債務者　齊藤　義信
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２４４号
沖縄県那覇市字国場724番地３　メゾンセブン305
債務者　宇久田信江
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１号
北海道網走市字呼人519番地４－３
債務者　岡澤　啓子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
盛岡市厨川２丁目29番７－105号
債務者　横澤　将士
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３７２号
埼玉県所沢市大字荒幡12番地の５　ピュアハイツ102
債務者　波多野清香
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４１５号
埼玉県川越市稲荷町22番地29　（セゾンエメラルド203号室）
債務者　安田　裕之
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４２８号
埼玉県所沢市緑町４丁目６番12―206号　煉瓦館32
債務者　佐々木文雄
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３２号
静岡県富士宮市万野原新田3322番地の１ＦＵＴＵＲＯ105
債務者　岡本　　舞
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３８号
熊本県八代市田中北町４号１番地（101）、前住所熊本県八代市井揚町3093番地
債務者　沼田　房子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１０２号
北海道登別市若草町２丁目17番地１　Ｍハイツ若草２－103号
債務者　関井　良太
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
北海道帯広市西19条南２丁目７番22号
債務者　木島　隆司
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２５６号
盛岡市館向町21番31号
債務者　長澤　英子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部